

保護者の皆様へ

長野幼稚園長

令和7年度の公定価格等の額について

貴施設（事業）の令和7年度各月における1人当たり公定価格及び施設等利用給付費の額は、以下の表に記載のとおりです。
この内容により、令和7年度に貴施設（事業）を利用した教育・保育給付認定保護者及び施設等利用給付認定保護者に対し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付費及び施設等利用給付費の額に係る法定代理受領の通知（※1）をお願いします。
なお、額についてはR8.3.12現在の各施設の状況（利用子ども数、加算等の適用状況等）により算定しています。
状況が変わった場合には額が変動する場合があります。
（※1）子ども・子育て支援法に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項

（単位：円）

1 公定価格の額

認定区分		年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育認定子ども (1号認定子ども)		満3歳児	125,851	129,571	192,061	192,061	192,061	194,081	194,081	194,081	194,081	198,621	194,081	222,761
		3歳児	125,851	129,571	127,551	127,551	127,551	129,571	129,571	129,571	129,571	134,111	129,571	158,251
		4歳以上児	104,441	108,161	106,141	106,141	106,141	108,161	108,161	108,161	108,161	112,701	108,161	136,841
保育認定子ども (2・3号認定子ども)	標準時間 短時間	0歳児	263,430	260,570	263,340	266,030	260,650	263,010	260,320	260,160	260,160	260,900	260,090	271,420
			253,730	250,970	253,640	256,230	251,050	253,310	250,720	250,560	250,560	251,300	250,490	261,720
	標準時間 短時間	1歳児	163,740	161,920	163,650	165,310	162,000	163,320	181,350	181,190	181,190	181,930	181,120	191,620
			154,050	152,330	153,960	155,510	152,410	153,630	171,760	171,600	171,600	172,340	171,530	181,930
	標準時間 短時間	2歳児	163,740	161,920	163,650	165,310	162,000	163,320	161,670	161,510	161,510	162,250	161,440	171,730
			154,050	152,330	153,960	155,510	152,410	153,630	152,080	151,920	151,920	152,660	151,850	162,040
	標準時間 短時間	3歳児	109,330	108,220	109,240	110,180	108,300	108,910	107,970	107,810	107,810	108,550	107,740	117,320
			99,780	98,770	99,690	100,530	98,850	99,360	98,520	98,360	98,360	99,100	98,290	107,770
	標準時間 短時間	4歳以上児	89,600	88,700	89,510	90,250	88,780	89,180	88,450	88,290	88,290	89,030	88,220	97,590
			80,060	79,260	79,970	80,610	79,340	79,640	79,010	78,850	78,850	79,590	78,780	88,050

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号認定子ども	4,160	4,900	4,900	3,430	0	4,900	4,900	4,410	4,160	3,920	4,410	3,670
2号認定子ども	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900

- 各年齢区分において、子どもが在籍していない月についても1人当たり公定価格の額を記載しています。
- 月を通じて在籍する子どもに係る額を記載しています。月途中で入退所した場合にあっては、当該額を日割計算した額となります。
- 施設が代理受領した施設型給付費等の額は、この額から各支給認定保護者が負担した利用者負担額（保育料）を差し引いた額となります。

【法定代理受領とは】

・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています。（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）